

事案書（
 ☒
 経営会議

 ☐
 調整会議

開催日：令和3年1月26日（火）

担当課：健康福祉部 介護保険課

件 名：大和市介護保険条例の一部改正について

提出理由：第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の改定を行いたいため

内 容：

1. 背景等

- ・介護保険事業の円滑な実施が確保されるよう、介護保険法により3年毎の事業計画の策定が義務付けられている。
- ・そのため、現在、大和市では、第8期大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の策定を進めている。
- ・その中で、高齢化の進行による介護サービス需要の高まりや介護給付費等の増加を見込むことを踏まえ、今後3年間で必要となる介護保険料（以下、「保険料」という。）を確保する必要性が生じている。

2. 改正内容等

(1) 主な改正点

- ・介護給付費等の増加が見込まれることから、保険料の基準額を現在の月額5,699円（年額68,385円）から月額5,835円（年額70,019円）に増額する。
- ・国は標準的な所得段階として9段階を示しているが、本市においては、一人ひとりの負担能力に応じたよりきめの細かい段階とするため、第7期で設定した16段階を第8期においても継続する。
- ・現在、1～4の所得段階に対しては、国の施策により保険料軽減措置が行われており、第8期でも継続することが示されている。
- ・また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の答申を踏まえ、負担率が高くなっている7、8の所得段階の保険料率を下げるとともに、10～16段階の保険料率は上げることとする。

(2) 第1号被保険者の保険料予定額(月額)

所得段階	第7期		所得段階	第8期	増減率
1	2,849円		1	2,917円	2.4%
2	2,849円		2	2,917円	2.4%
3	3,989円		3	4,084円	2.4%
4	4,274円		4	4,376円	2.4%
5	5,129円		5	5,251円	2.4%
6	5,699円	⇒	6	5,835円	2.4%
7	6,554円		7	6,418円	△2.1%
8	7,123円		8	7,002円	△1.7%
9	8,548円		9	8,752円	2.4%
10	9,118円		10	9,628円	5.6%
11	9,688円		11	10,211円	5.4%
12	11,113円		12	11,962円	7.6%
13	11,682円		13	12,837円	9.9%
14	12,252円		14	13,712円	11.9%
15	13,107円		15	14,879円	13.5%
16	14,247円		16	17,505円	22.9%

※網掛け部分は、基準となる所得段階

3. その他

- ・平成30年度税制改正による令和3年度からの適用事項として、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げとなる。
- ・この見直しによる所得増に伴う介護保険料の負担増を防ぐため、令和2年12月に介護保険法施行令（以下「令」という。）が改正され、市町村に対しても負担増を防ぐように対応を求められている。
- ・そのため、大和市介護保険条例に対し、介護保険料の改定と合わせ、令の改正に基づく改正も行う。

経 過

- R1. 6～ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という。）(7回開催)
- R2. 2 介護サービス利用意向等の実態調査
- R2. 10 計画骨子案についての庁議決定
- R2. 10 計画骨子案を審議会に諮問（R2.12答申）
- R2. 11 計画骨子案についての市民意見公募手続、地域説明会（6回開催）

今後の予定

- R3. 2 議案上程
- R3. 4 改正条例施行
- R3. 6 令和3年度保険料の賦課決定